

令和7年度  
第6回 福島地方最低賃金審議会  
福島県最低賃金専門部会  
議事録

日 時：令和7年8月26日(火)

10:00～12:15

場所：第二地方合同庁舎1階会議室

出席者：(公)熊沢、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎

(使)安達、金子、佐藤

## 1 開会

(部会長) 定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、これより令和7年度  
第6回福島県最低賃金専門部会を開会します。

## 2 定足数の確認

(部会長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条  
第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告  
いたします。

(部会長) それでは、前回の専門部会で労使双方から御要望がございました、政府  
の支援・価格転嫁の状況について、冒頭、事務局から説明していただきたいと思  
いますが、いかがでしょうか。

### 《 労使同意 》

(部会長) ありがとうございます。では、事務局は説明をお願いします。

(基準部長) 事務局でございます。

皆様のところに資料をお配りしておりますパワーポイントの資料になり  
ますが「賃金引上げに関する政府の支援」について、賃金引き上げの支援  
策、価格転嫁をまとめた資料でございます。併せて、参考資料ですけ  
れども2つ準備させていただいております。ひとつはパートナーシップ構

築宣言の「令和6年度価格交渉・価格転嫁の実施状況に関するアンケート調査結果」、もうひとつが参考資料2ということで、これは帝国データバンクの価格転嫁に関する福島県内の実態調査というものでございます。この3つの資料を使って御説明させていただきたいと思います。

まずパワーポイントの資料を見ていただきまして、1ページ目でございます。1ページ目のところに福島労働局の業務運営方針というものが毎年4月から5月くらいに出させていただいているのですが、そこに我々どのようなことを重点課題としてやっていくかというところがまとまっているものでございます。この中で「最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援の推進等」ということで、冒頭に記載させていただいているのですが、ここで「生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を図るために以下の施策を推進します」ということで、明確に書かれています。その中で（1）のところで賃上げを支援する賃上げの支援助成金パッケージ、また中小企業等が賃上げの原資を確保できるようパートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージを、また、我々福島労働局、監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行うことで記載させていただいております。

それに基づいて一生懸命、賃金引上げの施策を周知させていただいているところでございますが、具体的に賃金引上げの支援については2ページ目に掲載させていただいております。全部で大きなものとしては5つ、また、右下のところに3点ございまして、全部で合わせると8つの助成金を準備させていただいているものでございます。

ひとつは、従来からの最低賃金、賃金の引上げの支援といたしまして業務改善助成金ということで、事業所内の最低賃金の引上げ、設備投資を行った中小企業に対して費用の一部を助成しますというものです。キャリアアップ助成金、これも従来から最低賃金を含めた賃上げの支援策として出させていただいているものでございますが、この賃金規定等改定コースということで、非正規労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定した場合について助成させていただくというものでございます。

これからが新しい施策になりますが、働き方改革推進支援助成金というものがございまして、労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に対してコンサルティングの費用や、労働時間を短くした場合の設備投資について成果を上げた場合に助成するというもの、また、人材開発支援助成金、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に助成するというもの、さらに、人材確保等支援助成金でございまして、人材確保のために雇用管理改善につながる制度、賃金規定制度や各種の手当の制度、人事評価など、雇用環境整備をしていただいた場合についての助成、大きく分けてこの5つになります。併せて、より高い待遇への労働移動等への支援ということで、特定求職者雇用開発助成金、早期再就職支援等助成金、産業雇用安定助成金という3つがございまして、合計8つの助成金を準備しているところでございます。

次のページを見ていただきまして、業務改善助成金の支給状況ということで申請件数の比較でございます。令和5年から令和7年までの比較をさせていただいております。特に令和7年については7月31日までということで、いただいている最新の数字を載せさせていただいているのですが、令和7年7月31日現在の交付申請件数は139件。前年度同期と比較すると66件だったので2.1倍となっております。令和5年度と令和6年度も見ていただきたいのですが、令和5年度316件だったところ、令和6年度は469件と伸びているところですが、今現在で2倍近く伸びていますので、昨年度と比較して、今年の件数も伸びるのではないかと予測しているところでございます。

4ページになりますが、福島労働局での申請・支給状況ということで、先ほど申し上げました8つある助成金の中で業務改善助成金を除くその他の助成金の申請、支給状況を掲載させていただきました。キャリアアップ助成金につきましては令和5年度から令和6年度にかけて伸びている状況、令和7年度も122件ということで、まだ7月末なのですが、伸びている状況にあると思っております。その他のところも、件数が伸びてたり伸びていなかったりというものがあるのですが、このようなメニューを

しっかりと周知させていただいて、中小企業の皆様が最低賃金、賃金の引上げに御努力をしていただいて、我々の方としても、このような支援を準備させていただいている。

次のページから助成金の活用事例というものを載せさせていただいています。株式会社商工給食様というところでございまして、ここは委託食堂、給食事業、弁当製造販売をしている事業場でございます。この前社長様にインタビューさせていただきました。、本社の所在地が郡山になりますが、悩まれているのが人材不足ということで、問題を克服し、必要な多様な人材を確保するために、社長様の考えている重要なポイントとしては、賃上げが不可欠だということ、この賃上げについては、実際にやってみたところ、賃金を引上げる前より幅広い方が求人に応募してくるようになりましたという結果でございます。これは社長様の御感想でございます。

それ以外にも次の6ページですが、助成金等の活用事例でございます。様々な業務内容がございますが、その横に業務改善の概要も簡単に書かせていただいております。様々な機材、設備の改善をしていただきまして、助成金の交付をしていただいている事業所様でございます。この中で、飲食業が飲食タブレット・ハンディの導入ということで、おそらくこれはiPadを使っているのではないかと思います。システムを入れると簡易的に準備ができ、飲食店どこでも使えるということになりますので、そんなに設備費もかかることなく出来るのかなと思います。下から5番目のところに認可保育園のところでパソコンとメモリの増設というものがございます。パソコンの購入だとかメモリの増設も助成をしてもらえるので、昔と比べると使いやすくなったのではないかと感じています。もしかしたら、事業場の中でも、助成金をもらうのに大規模な設備投資をしなければならないのではないかと思っている事業所様もある程度いるのではないかと思っているのですが、そうではないということも含めて、このような活用事例をしっかりと広めながら、助成金を活用していただけるような環境を整えて参りたいと思っています。

7ページでございます。この専門部会で御指摘いただいている閣議決

定に記載されている内容でございます。「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売り上げ拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする」というところでございますが、大変恐縮でございますけれども、今現在、この助成金の内容については都道府県労働局に連絡がないという状況でございます。分かり次第、皆様にお伝えし、使える様になれば、様々なところで御活用していただけるように、周知してまいりたいと思っております。御理解いただければありがたいと思います。

ここまでが、支援策、助成金でございますが、次が価格転嫁の状況でございます。8ページでございます。先ほど申し上げました、価格転嫁のパッケージの話ですが、大きく分けて5つの対応を今現在させていただいているところでございます。基本的には中小企業庁、公正取引委員会で対応していますが、下請け適正取引等の推進のためのガイドライン、パートナーシップ構築宣言、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針、官公需法に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針、官公需情報ポータルサイトということで、中小企業庁と公正取引委員会が中心となって実施しているものでございます。その中で9ページでございますが、福島県でも行っているパートナーシップ構築宣言の中で、令和6年度の価格交渉・価格転嫁の実施状況に関するアンケート調査というものがございます。参考資料1でございます。追って見ていただければありがたいのですが、そのようなアンケートの調査の結果がございますので、皆様にお知らせさせていただきたいと思っています。9ページは概要のところを転記させていただいたのですが、物価・燃料価格高騰等による事業活動への影響ですが、ほとんどの事業者が影響を受けている現状です。主な影響については、原材料・資材価格の上昇、燃料代の上昇、電気代の上昇、労務費の上昇ということになっています。

価格交渉の実施状況については、価格交渉の協議を実施した又は協議の  
5 / 13

申し入れがあった事業者は全体の約65%でございますが、一方で、取引中止等を恐れて協議を申し入れなかった又は協議に応じてもらえなかった割合は全体の約15%いらっしゃるという現状がございます。その中で、従業員数で比較すると、従業員数が少ない小規模な事業者について、価格交渉の協議ができていない傾向にあるという状況でございました。

価格転嫁の状況でございますが、価格転嫁率は46.6%ということになっております。これは福島県でございます。この中で、最後のところでございますけれども、業種別で言うと、卸売業、小売業、製造業では転嫁率が大きく、飲食・宿泊業、サービス業などでは転嫁率が小さい傾向にあるという現状が、福島県の状況です。

一方、10ページでございますが、帝国データバンク郡山支店がまとめた価格転嫁に関する福島県内企業の実態調査になります。県内企業の価格転嫁率は41.7%で、前回調査から1.5ポイント改善ということで、先ほどのパートナーシップ構築宣言でのアンケート調査と比較しても、前回が46.6%だったので40%を超えてる状況にはあると理解しております。その中で、調査結果の概要の上から3番目のコスト項目別に見ると、価格転嫁率は原材料費が最も高く、次に人件費、物流費、エネルギーコスト費が、価格転嫁率が高い順番になっていますが、次の、業種別の価格転嫁率は小売業が最も高く、卸売業も5割を上回ったということで、サービス、建設、運輸・倉庫が価格転嫁が進んでいないという結論になっています。全体的に見て、価格転嫁は少しずつ進んでいる状況にあるのではないかと思う一方、やっぱり業種別で見ると進んでいないところもございますので、そういうところに気を付けながら、必要であれば監督署で価格転嫁の指導を実施していますので、今後もしっかりとまいりたいと思っております。

福島労働局といたしましては、冒頭の業務運営方針にもございますおり、しっかりと賃上げの支援パッケージ、また価格転嫁のパッケージを周知させていただくと共に、労働局・監督署においても賃金支払いの徹底と、引上げに向けた環境整備を行っていきたいと思っていますので、御理解いただければありがたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ございますか。

(熊沢委員) ありがとうございます。10ページの最後のシート、業種別の価格転嫁率が大変興味深いのですが、このぐらいの中分類ですと、サービスとまとまっているのですが、対事業所サービスと消費者向けのサービスで、大きな差があるのではないかと思ってしまうのですが、いかがでしょうか。

(基準部長) 御指摘のとおりだと思っています。例えば、先ほどのアンケート調査でもサービス業ということで大きく出ているのですが、サービス業の中でも例えば飲食サービス業もございますし、ホテル、接客業もございますので、細かいところがもっと分かれると、進んでいるところと進んでいないところがあるのではないかと思っております。

ただ、ここで私が事務局として思っているのが、BtoBというよりも、もしかしたらBtoCのところで価格転嫁が進んでいないかなということが考えられるかと思っております。福島県内での企業の考え方というか、賃上げの雰囲気なんかもあるのではないかと思っております。従いまして、そういう雰囲気作りもしていかなければいけないと思っておりますので、その点も御理解いただければありがたいと思います。

明確なお答えが出来ませんが、我々としては、BtoBだけでなくBtoCも含めて、しっかりとその雰囲気を作りまいりたいと思っていますので、御理解いただければありがたいと思います。

(熊沢委員) ありがとうございました。

(塩澤委員) 今回も短期間で非常にいい必要なデータをそろえていただき、ありがとうございます。参考資料のパートナーシップ構築宣言の2ページ目の、パートナーシップ構築宣言について「知らない」というのが67%いらっしゃるというのが、非常に気にするところではありますが、何点か、御説明いただいた資料について教えていただきたい点がございます。

まず、6ページの助成金等の活用事例をいただきましたが、様々な業務改善概要等がありますし、業種的にも多岐に渡っていますが、活用事例と言うのは令和5年、令和6年の内容での取りまとめという形で理解

してよろしいでしょうか。気になったのが、電気機械器具製造業の企業内最低賃金が905円に対して、30円コースだったということ、そうすると令和6年の福島県の最低賃金には届いていないのではないかと危惧するところがあったものですから、確認させていただきたいと思います。

もう1点は、業務改善助成金の支給状況です。全体的に見ると下期重視、9月以降、特に令和6年は9月に集中していると読み取れる部分があります。一方で中央に記載されているように、繰越分93件というのが、令和6年度から令和7年度に対してあったと見ていいのでしょうか。繰り越しが発生する理由などがあるのかどうか、93件というのはたぶん令和6年度の交付金申請が10月から1月にやりますが、その件数に等しいように思います。要は下期に申請をすると年度をまたいでの交付実績になってしまふのかどうか、このところを危惧したものですから、その状況が分かれば教えていただきたいと思います。

最後9ページですが、価格転嫁の実施状況です。協議を実施した又は協議の申し入れがあった事業者は全体の約65%、一方で、申し入れをしなかった又は協議に応じてもらえなかった割合は約15%もあったということですが、非常に悪質な場合は企業名公表も辞さない部分もあると思います。福島県内はそういった状況下まであるのかどうか教えていただければと思います。

(基準部長) 御質問ありがとうございます。

まず、最初に御質問いただきました、6ページの対象期間はいつかということですが、ここ書いてあるとおり企業内最低賃金が900円と905円ということになりますので、御指摘のとおり、955円になったのが昨年でその前が900円ですので、昨年と今年の中でどのような活用事例があったかというもので間違いございません。

次に、業務改善助成金の申請件数のまとめということで、繰越分93件についてですが、まさに後半伸びているというところがございまして、これが、今年もたぶんこのような傾向になるのではないかと思っているのですが、補正予算で対応しなければならないという現状がございます。補正

により予算も出来ますので、その分どうしても後半になってしまふ分が出てきます。補正は大体10月下旬から11月の臨時国会の中で決まつてくるので、その状況を見ながら、10月とか11月に出てきたものについては、補正の状況を見ながら処理していくということが現状でございます。申請されたものについてはすべて支給したいのですが、予算枠の関係があり、どうしてもお断りせざるを得なくなる状況もございます。また、例えば2月や3月に申請されたものは繰り越しせざるを得ないものもあり、それが4月に繰り越しが出てきてしまったというのがあるのではないかと思います。その点御理解いただければと思います。

最後、パートナーシップ構築宣言の協議が出来なかった割合15%については、企業の公表制度が実際にございます。ただ、これは監督署の方で、事業場から価格転嫁に応じてもらえないという話を聞くと、我々の方でその内容を公正取引委員会や中小企業庁に報告しましょうかと話をさせていただくのですが、「いや、そこまでは」といわれる企業がほとんどです。実際の中小企業庁等への通報事例を調べてみたのですが1件もなかつたということがありますので、そういう点では、事業場様の御理解も必要なのではないかと思います。監督署の方では、企業に対して、なかなか価格転嫁に応じてもらえないという情報がありましたら、公正取引委員や中小企業庁への通報について、きちんと周知させていただいております。そこは御理解いただければありがたいと思います。

(塩澤委員) ありがとうございます。

(安達委員) 分かりやすい資料をいただきましてありがとうございます。

価格転嫁の関係でお話させていただきたいと思います。10ページに帝國データバンク郡山支店の価格転嫁率が41.7%、県と経済団体で調査した転嫁率は46.6%です。福島商工会議所の会員3,000ちょっといますが、そのうちの482社から回答をもらった今年度の価格転嫁率が38.9%になっています。大体4割と見れば部長がおっしゃったよう40%程度になると思いますが、福島市の状況は少し低いという状況に認識しております。

熊沢委員からも御質問ありました、サービス業を大きくするので

はなくというお話がありましたが、実は482社のうち宿泊業は18.8%、飲食業が34.1%、その他のサービスが28.9%ということです、やはりサービス業は価格転嫁が進んでいないと思います。理由は様々考えられますが、やはり原材料がどんどん上がっていって、その度に消費者に対して価格を上げていくと買っていただけないとか、消費者に見向きもされないとか、そのような理由で消費者の理解を得られないとか、そのようなことがあるのかなと思います。管内の建設業は41.3%くらい転嫁率がありますので、平均値より多いかと思います。価格転嫁率、どこをもって判断するのかということはありますが、事業者側としては6割から7割までいかないくらいが企業側の負担になっている、非常に厳しいと思っておりますので、一言だけお話をさせていただきました。以上です。

(部会長) ありがとうございました。質問については、大体このくらいでよろしいでしょうか。

### 3 金額審議

(部会長) それでは、審議を進めたいと思います。今回は、まず金額審議を行いたいと思いますが、労使の皆様、いかがでしょうか。

(佐藤委員) 打ち合わせの時間を30分ほどいただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。

(部会長) 使用者側から委員間での打ち合わせを希望されていますが、労働者側はいかがでしょうか。

#### 《労働者側委員了承》

(部会長) では、11時5分までにこの会場に戻っていただくということで、労使でそれぞれ打ち合わせをしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

(部会長) それでは、審議を再開します。

これから、金額提示を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。第4回専門部会では、労働者側の金額提示で終了しておりますので、本日は

使用者側からの金額提示から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《労使了承》

(部会長) それでは、事務局は、労働者側委員を控室に案内してください。

傍聴人は退室してください。

＜金額審議＞

(部会長) 労使双方、金額審議をしていただきまして、ありがとうございました。

そこで、今後の進め方について、この後、金額審議を続けるか御協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤委員) 昨日、秋田県からかなり衝撃的な数字が出てまいりましたので、これから金額審議については、十分な時間をかけて、その辺のところをよく精査したうえで、金額を考えなければいけないと思っております。金額提示は、次回ということにさせていただければと思います。

(部会長) そうすると、本日は労使協議とかなさらないということでおろしいでしょうか。

(佐藤委員) 労使協議は、させていただきたいと思います。

秋田県の金額についても話し合いしなければいけないと思っております。本日、沖縄県で専門部会と本審が予定されておりまして、秋田県の金額とおそらく宮崎県の金額に基づいて、今日、決めるのかなと思っております。青森始め残っている他の県は28日予定されておりますので、沖縄県が決めれば大体のこれからのことがある程度予想することが出来ますので、このあと、労使協議の時間を持たせていただきたいと思います。

(高橋委員) すみません、1時から会議があるのでお昼まででしたら対応させていただきます。やること自体は大丈夫です。

(部会長) 各委員、御都合があるということですので、お昼頃までをメドに労使協議をしていただくということでよろしいでしょうか。

では、これまでそうでしたが、事務局にも入っていただき、また御報告させていただくような形を取らせていただきます。

それでは準備よろしければ、労使協議に入っていただければと思います。

専門部会は一旦休会とします。

【労働者側・使用者側退室】

【労使協議】

【労働者側・使用者側入室】

(部会長) 労働者側、使用者側の皆様、歩み寄りのために、時間をかけて御協議いたきましたこと、感謝申し上げます。

それでは、御協議いただきました概要につきまして、事務局から報告してください。

(基準部長) はい。事務局でございます。

まず、今回出てきた秋田のプラス 80 円というのが、今後の審議に大きな影響が出てくるということは、労使共通の御意見なのですが、福島としては最低賃金については、まずはきちんと 3 要素で決めていくこと、そのうえで、秋田の金額というのは大きな金額ですので、改めて労使それぞれきちんと福島県の最低賃金の在り方を検討していかなければならないというところで、意見がまとまってところでございます

従いまして、次回 8 月 28 日に審議を予定されているのですが、こちらについてはしっかりとお互いの意見を踏まえて、改めて金額審議を行いたいというところで、御理解・御協力をいただけるというところでございます。いつ結審になるかということは、まだ見えないというところが今回のまとめとなります。

(部会長) ありがとうございました。

只今の報告に何か追加することはありますか。労働者側いかがでしょうか。

(田崎委員) 田崎でございます。労使協議の中で、前回確認をした法定発効について、改めて指定発効にするのか法定発効にするのか、これを議論させてもらいたいということが使用者側から伝えられました。秋田は 3 月 31 日発効ということでしたが、今回影響率が非常に高くなるということも踏まえて、これは労働者側からすれば影響率が高いからこそ後ろ倒しするという

ことは、そういうことなので、今後、これから金額審議の状況によつて、そういうことを改めて議論するということに関しては、お受けしたいと考えております。

事務局にお願いなのですが、改めて法定発効が何月何日結審の場合何月になるという表を、次の審議で示していただければありがたいと思います。

(部会長) 使用者側の方で追加等あればお願いします。

(佐藤委員) 発効日については、当初、法定発効でよいと思っていたのですが、秋田の方で高い金額で決まり、3月末発効ということになりましたので、次回、そのことも含めて協議させていただきたいと思っております。

(部会長) そうしましたら、次回も金額審議を行う中で、発効日についても議論していくということかと思います。

本日、労使協議を実施したことにより、さらに最低賃金に関するお互いの認識を得られたと思います。労使の皆様、ありがとうございます。

公益側としましても、このお互いの認識をベースとして、結審に向けて審議を進めていきたいと思います。

#### 4 その他

(部会長) それでは4その他になりますが、事務局からは何かございますか。

(室長) 次回の専門部会の話が今出ましたので、確認のため申し上げさせていただきますが、8月28日木曜日に開催させていただきます。開催時間については、メールで追ってお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### 5 閉会

(部会長) では、これにて本日の専門部会を閉会といたします。